

令和 7 年度第 2 回船橋市福祉有償運送運営協議会会議録

(令和 8 年 2 月 6 日作成)

1. 開催日時 令和 8 年 2 月 6 日(金曜日)午前 11 時 15 分
2. 開催場所 県合同庁舎 3 階分室会議室 1
3. 出席者 岡部佐知子委員(会長)、吉田壽一委員(副会長)、本田満委員、池田則子委員、秋山信委員、小久保龍生委員、小出正明委員、中村健治委員、大内雄三委員、安藤達也委員
4. 欠席者 毎熊紘行委員
5. 議題(公開) 福祉有償運送申請団体の個別協議
6. 傍聴者数 0 人
7. 決定事項 更新登録 2 団体について協議が調った
8. 議事 下記のとおり
9. 資料・特記事項 ウェブページ掲載のとおり
10. 問い合わせ先 地域福祉課 047-436-2313

あいさつ	
忍足課長	<p>それでは、ただいまから、令和 7 年度第 2 回船橋市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。司会を務めます、地域福祉課長の忍足です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本協議会は、NPO 法人や社会福祉法人等による、介護を必要とするお年寄りや障害のある方など、単独で公共交通機関を使用して移動することが困難な方を対象に、通院、通所、レジャー等を目的に有償で行う運送サービスである福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他必要な事項について、タクシー協会や住民団体等地域の代表にお集まりいただき、協議することを目的としています。</p> <p>会議に先立ちまして、委員の交代がございましたので、ご報告いたします。</p> <p>・第 4 号委員として、国土交通省関東運輸局千葉運輸支局 運輸企画専門官 小久保 龍生(こくぼ りゅうせい)委員</p> <p>なお、小久保委員の任期は、船橋市福祉有償運送運営協議会設置要綱第 4 条第 2 項に基づき、前任者の残任期間となりますので、令和 7 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 27 日までとさせていただきます。</p>

	<p>さて今日は、毎熊委員が欠席で、本田委員につきましては、ただいま連絡をとっているところでございます。11名中現在9名のご出席をいただいておりますので、船橋市福祉有償運送運営協議会設置要綱第6条第2項の規定により、本協議会が成立いたしますことをご報告申し上げます。</p> <p>また、船橋市情報公開条例及び船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱の規定により、協議内容は原則公開になります。</p> <p>お手元の配付資料について確認させていただきます。まず、本日の次第、席次表。次に事前に郵送しております令和7年度第2回船橋市福祉有償運送運営協議会と書かれたフラットファイルには要綱、指針、委員名簿、処理方針、留意事項、対価、ハンドブックと、本日協議する2団体の資料がございます。</p> <p>なお、資料の訂正が1箇所ございます。協議資料「生活クラブ」と書かれたインデックスのページをご覧ください。「(新規登録)」と記載されておりますが、正しくは「(更新登録)」でした。恐れ入りますが、ご訂正いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>不足等ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(不足等無いことを確認)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>なお、本日の傍聴者はございません。</p> <p>それでは、運営協議会設置要綱第6条第1項の規定により、議長は、本協議会の会長であります「福祉サービス部長」が行なうことになっております。</p> <p>岡部部長、議事進行をよろしく願いいたします。</p>
岡部議長	<p>皆様、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。進行を務めさせていただく岡部です。よろしく願いいたします。</p>

協議① 更新団体	
岡部議長	<p>それでは、協議に入りたいと思います。本日は、更新登録2団体「特定非営利活動法人じょいんと」、「社会福祉法人生活クラブ」について協議をさせていただきます。</p> <p>運営協議会設置要綱第6条第4項に基づき、意見又は説明を聴くため、申請団体の代表に、参考人として出席を依頼しております。</p> <p>協議の進行について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>はい。協議は団体ごとに行います。</p> <p>最初に事務局から概要、前回申請からの変更点について説明いたします。続いて、参考人から「更新の理由」や「運送の対象者」「対価」について、ご説明いただきます。その後、質疑応答の時間を設けます。質疑応答が終了しましたら、参考人にはご退席いただき、委員の皆さんに協議を行っていただきます。協議の結果は、後日、事務局から団体へ郵送で通知いたします。以上です。</p>
岡部議長	<p>ただいまの説明のとおり、協議を進めていくということよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声）</p> <p>それでは、「特定非営利活動法人じょいんと」について協議を始めたいと思います。事務局は参考人を入場させてください。</p> <p style="text-align: center;">（事務局が参考人を案内）</p> <p>参考人については、議長から意見等を求められた時のみ発言してください。事務局、変更点について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。更新登録の申請がありました「特定非営利活動法人じょいんと」の主な変更点についてご説明いたします。</p> <p>団体の最初のページをめくっていただき、申請団体要件確認票をご覧ください。</p> <p>●運送の対価について、        前回申請時は「1km あたり50円、以降、1km あたり 50 円を加算」となっていますが、今回の申請では「1km あたり80円、以降、1km あたり80</p>

	<p>円を加算」に変更されています。詳細については、後ほど、参考人からご説明いただきます。</p> <p>●運転者の人数は、 前回申請時の4人から1人減の3人です。</p> <p>●運行管理の体制につきましては、資料(様式第7号)をご確認ください。</p> <p>なお、運送対象(旅客名簿)については変更ございません。 以上になります。</p>
岡部議長	<p>それでは、参考人より「更新の理由」「運送の対象者及び運送の対価」について説明をおねがいいたします。</p>
参考人	<p>着座したままで失礼いたします。</p> <p>習志野市にあります、特定非営利活動法人じょいんと菊池です。 よろしく願いいたします。</p> <p>まず申請の理由ですが、不意の通院や通所のための利用ということで、保護者の方が行けない時や、知的障害がありこだわりが強くパニックを起こしてしまうため公共交通機関が利用できない方、お母さま一人では送迎ができないという理由で使われる方もいらっしゃいますので、引き続き事業を続けさせていただきたいと思えます。</p> <p>運送の対価ですが、平均10km未満で、現在の料金体系ですと500円程度の方が多いです。人数は少ないですが。</p> <p>今回値上げした理由ですが、今般の物価の高騰ということで少しずつ値上げと考えると、現行の値段から30円上げさせていただき1kmあたり80円と値段の変更をいたしたいと思えます。</p> <p>運送の対象者としては、リフト車がありますので身体障害の方と知的障害の方の運航を行っています。先ほども申し上げましたが、こだわりがあり公共交通機関の利用が難しい方がご利用されている状況です。以上となります。</p>
岡部議長	<p>ただ今、事務局及び申請団体から説明がありました。何かご意見、質問等ございますか。</p> <p>池田委員、お願いいたします。</p>
池田委員	<p>一つ確認させてください。その他、入会金等と書いてあるところに入会金1万円、ただし福祉有償運送に限らず、当法人の制度外事業をご利用の場合においてとありますが、多分、ほとんど行っているものが制度内の事業だと思えますが、じょいんと様の考えられている法人の事業、制度外事業という</p>

	ものはどういうものなのか、教えていただければと思います。
岡部議長	参考人よりお願いいたします。
参考人	この制度外事業というものを我々は「おでナビ」という名称で使わせていただいています。制度にのらない事業、例えば通所通院だとか、通所というのが制度にのらないところで、おでナビの方を使わせていただいて、車を使って送迎というのもさせていただくものと、その他に営業時間外の引き続きのお預かりだとか、急にご葬儀が入ったとかで、一応営業時間が決まっていますが、それ以外のご利用される場合、この制度外事業の方を使っただいてご利用という形をお願いしております。 そこで、年間1万円というものが発生するといった次第でございます。
岡部議長	ありがとうございます。 池田委員よろしいでしょうか。
池田委員	はい、わかりました。今のお話だと突然ご不幸とかがあったときなど、契約されていない方のご利用ということですよ。
岡部議長	参考人お願いします。
参考人	それがちょっとやはり関係性からいって難しいので、今の現行の会員の方、例えばご利用されている方を対象に行っております。 どうしても、緊急性がございましたら、協議の上という形になりますが、OKするかどうかはこちらの協議によります。誰でもいつでもという形にはまだ至っていない状態です。
池田委員	そうすると制度外というのは、制度に基づいて利用している人がそれ以外に使う時ということなののでしょうか。
岡部議長	参考人お願いします。
参考人	そのとおりでございます。
池田委員	わかりました。
岡部議長	その他に何かございますでしょうか。 小出委員お願いいたします。
小出委員	2点ちょっとお聞かせください。 運転手が4名から3名と1名減ということで、利用者からすると、例えば変な話、顔なじみになっていた運転手さんが辞めたりすると、今日この運転手じゃないということでパニックを起こさないのかな、ということが心配で、どうしてこの1名の方が辞められたのか、もしそういうことがあったらそれに対し、どうやって対処していくのかということが一点と、もう一点が、この6年度の報告書を見ますと、習志野市、千葉市でもやられているようですが、それぞれ船橋市と同様に車両が4台ということで、ただ習志野市

	と千葉市の利用者さんは、かなりの人数がいます。比例じゃないですが、船橋は4名に対して4台ということで、船橋市民からすると1人1台じゃないですが、いつでも利用できるということで大変ありがたいとは思いますが、そこら辺のバランスは大丈夫なのかと。経費的に4台所有するというですと経費等もかさみますので、4台確保しているっていうのがこの先も大丈夫なのかということが他市との実績を見ると、ちょっと気がかりだったので、この2点お聞かせいただければと思います。
岡部議長	参考人よりお願いいたします。
参考人	運転手の件ですけれども、業界全体そうだと思いますが、人手不足と新しいスタッフがなかなか入ってこないというところで、1名は除外させていただいたのは高齢、年齢の問題でございます。75歳を超えてしまったということで、運転に不安があると判断して、3名に減らさせていただきました。所有の台数ですけれども、習志野、千葉、船橋で同じ車を使っております。船橋が4台ということではなく、全部で4台という形です。その中で、運転手3名と車の兼ね合いで緊急性のある方を優先してという形をとらせていただいております。以上です。
岡部議長	ありがとうございます。小出委員、よろしいでしょうか。
小出委員	はい、大丈夫です。
岡部議長	他に何かございますでしょうか。 はい、秋山委員お願いいたします。
秋山委員	京成タクシーセントラルの秋山と申します。今回の1キロ当たり80円とするというところで、昨今、物価上昇が激しい状況なので、非常に理解はできるのですが、参考までに50円から80円の30円上げる金額に対する何か算定根拠みたいなものは何かございますでしょうか。
岡部議長	参考人よりお願いいたします。
参考人	社内で協議をいたしまして、もうずっとこの値段で変わらずに10年近くやってきたものですから、いきなり10円から100円単位にアップするっていうところで、ちょっとご利用者さんたちがご賛同いただけるかなというのがございまして、ちょうど更新の時期と重なりましたので、協議しました結果で、少しずつ様子を見て値段を上げようということで、やっていくのは正直厳しい値段ですけれども、30円アップから始めようということで、社内の方で協議して決定させていただきました。
岡部議長	ありがとうございます。秋山委員どうぞ。
秋山委員	わかりました。ありがとうございます。 できれば、おそらく今後も物価は上がっていくと思われまますので、そこに何

	<p>か一定の何か算定根拠みたいなものを用意されると、こうなった場合はこうなるよというものがあると、非常に多分判断する方たちもそれはしょうがないねっていう納得ができると思います。できれば今後、そのような部分をご検討いただければいいのかなと思います。</p>
岡部議長	<p>ありがとうございます。 よろしいでしょうか。 ほかに意見がなければ、協議に入りたいと思います。 協議に入る前に、参考人はご退席をお願いします。 後日、事務局から結果を郵送にて、ご報告いたします。 ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">(参考人退席)</p> <p>特に問題がなければ、「特定非営利活動法人じょいんと」の更新登録に合意するものとしてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>ただいま、「特定非営利活動法人じょいんと」の更新登録について、当運営協議会にて協議が調いました。 ありがとうございます。</p>
協議②(更新団体)	
岡部議長	<p>続いて、「社会福祉法人生活クラブ」の協議に入りたいと思います。事務局は、参考人を入場させてください。</p> <p style="text-align: center;">(事務局が参考人を案内)</p> <p>参考人については、議長から意見等を求められた時のみ発言してください。 事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。更新登録の申請がありました「社会福祉法人生活クラブ」の主な変更点についてご説明いたします。 団体の最初のページをめくっていただき、申請団体要件確認票をご覧ください。</p> <p>●運送対象について、</p>

	<p>旅客の人数は、前回申請時の12人から8人に減っております。運送を必要とする理由として、精神障害者が追加され、「その他の障害を有する者」が該当なしとなりました。会員数や旅客名簿は資料(参考様式ハ号)をご覧ください。詳細については、後ほど、参考人からご説明いただきます。</p> <p>●運送の対価について、 前回更新時からは変更がありますが、令和7年度第1回の協議会にて、既に対価の変更についての協議が調っております。</p> <p>●使用する車両の種類について、 前回更新時は、車いす車3台でしたが、今回は車いす車2台、セダン等2台となっております。前回から変更のあった3台について、運送主体が使用権原を有していることを自動車検査証にて確認しております。</p> <p>●運転者の人数は 前回更新時の11人から1人減の10人です。前回更新時に運転名簿に記載のなかった3人について、中型または準中型の1種免許を所持していることを運転免許証にて確認しております。また、必要な講習を受講していることを修了証にて確認しています。</p> <p>●運行管理の体制につきましては、資料(様式第7号)をご覧ください。</p> <p>以上になります。</p>
岡部議長	<p>ありがとうございます。それでは、参考人より「更新の理由」「運送の対象者及び運送の対価」について説明をお願いします。</p>
参考人	<p>はい。理由につきましては、うちの事業所は訪問介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護を運営しておりまして、そちらの利用者の対象者が、訪問介護については高齢者と障害者です。訪問介護の方からは、やはり障害者の方は車椅子でないと移動できないという形で、やっぱり支援の継続を望まれておりますので、こちら船橋市においては更新をさせていただくということになっております。</p> <p>運送の対価につきましては、先日協議していただいたとおりの更新という形です。</p> <p>運送の対象者に関しましては、先ほど言いましたとおり、車椅子あと精神障害者というところで、やはり公共交通機関に1人で乗っていくってところ</p>

	<p>ろに困難を抱えている方もいらっしゃいます。家やグループホームの立地のところで、バス等を利用しないと駅まで出られないなどの不便なところが利用者の中に多くありますので、そちらも支援の方を望まれて、更新をさせていただきます。</p> <p>以上でよろしいでしょうか。</p>
岡部議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局及び申請団体から説明がありました。何かご意見、質問等ございますか。</p> <p>小出委員お願いいたします。</p>
小出委員	<p>1点確認させてください。</p> <p>車両のところは全てレンタカーという形になっていまして、確認書のところでは使用権限ということで、生活クラブさんに権限がありますってことになっているのですが、専用と考えちゃっていいですか。他の人がこのレンタカーを借りて、変な話、利用者が借りたいと思って使いたい時に、レンタカーなのでほかの人が使っているということはないと考えていいですか。</p>
参考人	<p>社員以外の方が運転する可能性があるかってことですか。</p>
小出委員	<p>そうではなく、レンタカーは誰でも借りられるじゃないですか。</p>
参考人	<p>リース車両になっておりますので、うちの方が期間を決めて、借り上げをしていますので、うちの職員以外が運転することはございません。</p>
小出委員	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。</p>
岡部議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかに何かございますでしょうか。</p> <p>安藤委員お願いいたします。</p>
安藤委員	<p>説明ありがとうございます。</p> <p>生活クラブさんは住所が法人の方だと佐倉市になっているので、今回船橋市の利用者の方は船橋市の方なので多分、風の村介護ステーション船橋の利用者さんが多いのではないかなと思っていますが、介護ステーションなので、多分介護保険の制度の施設というか事業所のような感じがして、今回利用者は障害の方が多いので、例えば精神障害の方だとか、知的障害の方などは、介護ステーション船橋の利用者なかなと思ひまして。その辺の繋がり、今回の8名の方と船橋にある事業所との関係性を教えていただければと思います。お願いします。</p>
岡部議長	<p>参考人よりお願いいたします。</p>
参考人	<p>うちのこちらの福祉有償運送に関しましては、うちの介護保険もしくは障害サービスの方の利用者に限るといことで限定させていただいております。</p> <p>単独での利用に関しましては、それ専属のドライバーがいるわけではなく、</p>

	<p>ヘルパーがその資格を持っているかどうかという形になっておりますので、そのヘルパーが資格を持っていれば送迎までできるというような入り方をしておりますので、主にタクシーという、普通の介護タクシーみたいな使い方よりは、サービスに付随した運送という形で、うちの方はサービス提供させていただいています。ですので、全て登録されているのは何らかの介護保険か障害サービスの方の移動支援も含めたサービスの契約者となっております。</p>
安藤委員	<p>ありがとうございます。ごめんなさい、ということは、すいません。調べてくればよかったです。高根台にある介護ステーション船橋ってというのは、どのような事業をやられているのですか。</p>
岡部議長	<p>参考人お願いいたします。</p>
参考人	<p>介護ステーション船橋として登録しているのは、指定訪問介護になります。介護保険と障害サービス、あと地域生活支援事業の移動支援のサービス提供しているヘルパー訪問介護の事業所となります。</p> <p>それと同じ場所に併設している定期巡回ステーション高根台っていうものがございまして、そちらは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護ということで、24時間型の介護保険の介護サービスの方をやっているのです。そちらのご利用者様にも福祉有償運送を利用することがございます。</p>
安藤委員	<p>ということは、生活クラブさんは今おっしゃられた移動支援をやられているということですね。運送主体の概要のところに入っていなかったのです。私は移動支援をやっていないのかと思っていたのですが、本来ここに移動支援といえるべきかと思ひまして。「等」と書いてあるので、そこに含まれているということでしょうか。すみません、ちょっと細かくて。確認票のナンバー1の運送主体の概要に生活クラブさんがやられていることがいろいろ書いてあり、障害のサービスという、これを見る限り障害福祉サービスの居宅介護とショートステイっていうのが介護のショートステイなのか障害の短期入所なのかなど思っていて、移動支援はやられてないのかなと思ったのですが。高根台の方でやっているということなら、本来この概要に移動支援という言葉が入っていれば、私も気がついたのですけれども。ただ、「等」と入っているのです。それで読めるっていうことでしたら、わかりました。ありがとうございます。</p>
岡部議長	<p>これにつきまして参考人より何かございますか。</p>
参考人	<p>すみません。ずっと私は介護ステーション船橋のサービスに対しての説明していたのですが、法人としてのサービス主体となりますと、本当に多岐にわたってやっております。佐倉市とか成田市とかに事業所を持ってやっておりますので、ここに書ききれないという意味も含めて、細かい付随サービスに</p>

	<p>関しましては、「等」で省略させていただいております。</p>
岡部議長	<p>はい、ありがとうございます。 他に何かございますでしょうか。</p> <p>ほかに意見がなければ、協議に入りたいと思います。 協議に入る前に、参考人はご退席ください。 後日、事務局から結果を郵送にて、ご報告いたします。 よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">(参考人退席)</p> <p>特に問題がなければ、「社会福祉法人生活クラブ」の更新登録に合意するものとしてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>ただいま「社会福祉法人生活クラブ」の更新登録について、当運営協議会において協議が整いました。</p> <p>本日申請されていた2団体について、審議が終了いたしました。</p>
小出委員	<p>すみません。</p>
岡部議長	<p>はい。小出委員、お願いします。</p>
小出委員	<p>事務局の方に確認したいのですが、たまたまこの資料をもらったときに生活クラブさんが当初、新規ということだったので、自分の中で、あれ？これ前にやったなと思い、船橋のホームページで事業者一覧を見ようかなと思いましたが、船橋は出てないですね。千葉市とか柏市を見ると、ちゃんと事業者一覧ということで出ているんですね。何で船橋は事業者一覧が出てないのかなと疑問に思ったっていうのが一つと、あと千葉市とか柏市を見ると、当然利用したいときには、各事業者を見て当たってくださいっていうことで紹介がされているんですけども、そういったことからいくと、船橋で利用したいときに市民の方が一覧もないってことだと、どうやって利用するところを判断するのかなっていうのが、もう一つの疑問になりました。この2点ってどういう形になっているのかなっていうのをお聞きしたくて発言させていただきました。</p>
岡部議長	<p>はい、ありがとうございます。</p>

	今、小出委員からありました 2 点について事務局よりお願いできますか。
事務局	はい。 事業者一覧につきましては、県のホームページには出ているんですけども、確かに船橋市のホームページには、載せていないので、載せることを検討いたします。利用者が利用したいというところにつきましては、個別に地域福祉課に連絡が来まして、事業者の一覧を渡したりとかをして個別対応しているところです。
岡部議長	小出委員何かございますでしょうか。
小出委員	わかりました。
岡部議長	ありがとうございます。 安藤委員。
安藤委員	はい。 生活クラブは、今私も質問しましたが、自分たちのサービスを使っている人以外は使わせないと言っていたので、公表すると、一般の方が使いたいと言っても使えませんという話になってしまうので、周知するにしても当該サービスを使っているところだけとか、多分周知は生活クラブさんを使われている方には個別に周知していれば、対象者には全て伝わっていると思うので、もちろんホームページに載せるというのもあるけど、注意しないとチラシとかでサービスを使っている人は周知しているのに、それ以外の人に周知しても多分使えない結果になってしまうと思うので、その辺は慎重にやられた方がいいと思います。
岡部議長	ありがとうございます。 池田委員、どうぞ。
池田委員	はい、すみません。今の安藤委員のお話について、福祉有償運送事業を行っている、よく問い合わせの電話がかかってくる。ホームページにここは載せてここは載せないという形になると、それは変な話だと思います。できれば受け入れたい、でも受け入れることができない、となった時にやはりその理由も使いたい方にもご理解をいただきたい。相談員さんが関わってくる方もいらっしゃるの、どういう順番で問い合わせるか。実際、相談員さんからの問い合わせが多いです。単発だったり、突然だったりとかで。利用希望者が普段利用している法人内では、もういっぱいだからできないということで、実は単発の依頼を受けています。これだけたくさん障害児者がいる中で、周知をしないのがよいのかどうか私の中では疑問に思っていました。すみませんが、市の方でご検討いただければと思います。
岡部議長	様々意見ありがとうございます。 これにつきましては、県のホームページがあるけれど、船橋市のホームペー

ジには載っていない、他市の状況を見ると載っているというところがありますので、いろいろ載せている状況だったりを見ながら、また載せる内容につきましても、載せるときには利用者のみだよというところをちゃんと付記するですとか、要件が既にあるところについては、きちんとそこも記載した上で一覧にするですとか、事務局の方でちょっと考えていきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

他に何かございますでしょうか。

大丈夫でしょうか。

はい、ありがとうございます。

第2回の福祉有償運送については、こちらで終了となります。

本日の協議の会議録をホームページに公開する予定です。

会議録ができましたら確認していただきますのでしばらくお待ちください。

また次回の開催ですが新規登録などの申請がない場合、8月から9月頃に予定をしております。開催日など決まりましたら事務局からご連絡をさせていただきます。

最後にお帰りの際、会議の資料は机に置いたままご退出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。おつかれさまでした。